

九月一日から

軽免許試験なくなる

道路交通法の一部が改正され、九月一日から軽自動車と軽免許試験の規定がなくなり

これまでのように軽自動車を運転しようとする方は、九月一日からは普通免許を持たないと運転することができません。そこでこの改正とのつりあいをとるため、今までの軽免許を受けている人、または今年の八月三十一日までに軽免許試験に合格した人は、すでに持っている権利が認められ、九月一日からは「条件つき普通免許」として取扱われます。

営農指導体制を一本化

関係職員協議会設置

農業の経営については、これまで各団体が個々別々に指導してきましたが、今回一本化された指導体制を確立するため、横芝町農業団体関係職員協議会を結成し、去る四月から発足しました。

これは役場の産業課が中心となり、農協、農業共済組合等各機関団体の職員が、農業

等学校の夏休みが始まる七月二十日から八月三十一日までには、火曜、木曜、土曜の週三回試験が行われます。

国民年金保険料

免除申請は早めに

国民年金では保険料をキチンと納めているか、または免除をうけていないか何事かからしない事故にそなえて納期害年金、母子または準母子年

めることが困難な場合は七月中に免除申請をしましょう。この保険料免除の仕組みには二つの場合があります。その一つは法定免除と言います。生活扶助や国民年金の障害年金、あるいは母子（準母子）福祉年金を受けているときなどの、法律で定められている事項に該当し当然免除される場合です。いま一つは申請免除と言います。所得がないとき、2、被保険者自身やその家族が生活保護法の教育、住宅、医療扶助などを受けているとき、3、地方税法による障害者または寡婦であって年間の所得が二十八万円以下のとき、4、その他保険料を納めることが著しく困難であるときなどの場合で、その世帯の所得等を調べた上で認定されます。保険料を納めることが困難と思われる方は遠慮なくお申出ください。なおこの免除申請の書類整備には手数料を要し、認定までに日数もかかりますので一日も早く、おそくも七月十五日までには印鑑を持って役場においで下さるようお願いいたします。

議会だより

昭和四十三年六月十二日附同六月十七日午前十時招集の定例議会。

○第一号議題 横芝町税条例の一部改正について（地方税法の改正に伴って改正するもので、町民税の非課税範囲及び退職所得の特別徴収税額表の改正と軽自動車税に関する条文的整備など）

○第二号議題 横芝町国民健康保険税条例の一部改正について（税率の改正であって所得割額を百分の二に、資産割額を百分の三十四に、被保険者均等割額を二、一九〇円に、世帯割額を二、〇三〇円にそれぞれ改めるもの）

○第三号議題 横芝町非常勤消防団員に係る退職報

○第四号議題 選挙による農業委員十二名に

○第五号議題 横芝町手数料

（於幾寺方土地改良に基

賃金の支給に関する条例の一部改正について（退職報分団長及び副分団長、部長及び班長の四階級について、勤務年数十五年以上、二十年以上、二十五年以上の三段階に分けて、五千円から一万五千円をそれぞれ引上げるもの）

○第六号議題 臨海寮使用

○第七号議題 千葉県下市町村の軽自動車税の賦課徴収に関する事務を行う職員の共同設置規約の一部改正について（略）

○第八号議題 横芝町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部改正について（委員の定数を五人減らし十人とするもの）十二人に修正可決

○第九号議題 町の区域内の字区域の変更について（於幾寺方土地改良に基

議し、第八号議案のほか全部原案通り可決しました。